

報道関係者 各位

令和6年10月28日

【照会先】

長崎労働局 労働基準部 監督課

監督課長 藤井 潤

過重労働特別監督監理官 佐々木博史

(直通電話) 095 (801) 0030

建設企業及び道路貨物運送企業の長時間労働改善等に向けた 県内主要事業者団体への協力要請の実施について

長崎労働局（局長 ^{くらなが} 倉永 ^{けいすけ} 圭介）では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすために過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

その一環として、建設企業と道路貨物運送企業の時間外労働の上限規制等が令和6年4月から適用された「いわゆる2024年問題」に対し、これらの業種に従事する労働者の長時間労働を是正するため、これらの業務を発注する立場となりうる事業者（以下「発注者」という。）を代表して県内主要事業者団体に対して協力要請を別紙のとおり実施します。

これらの業種は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い業種等となっており、従前より当該業種等の事業場に対して長時間労働の是正を求めてきたところですが、請負構造のもと事業が行われる性質上、根本的な改善を図るためには発注者の協力が必要不可欠であることから、関係行政機関及び関係業界団体とともに官民連携して、発注者に協力の要請を実施するものとなります。

1 日時・場所

令和6年11月13日（水）11時～（30分程度を予定）

長崎県商工会議所連合会内（長崎市桜町4番1号（長崎県商工会館2F））

2 要請者

長崎労働局（局長）、九州地方整備局（局長）、九州運輸局（局長）、九州経済産業局（局長）、公正取引委員会九州事務所（所長）、長崎県（地域振興部長、土木部長）、一般社団法人長崎県建設業協会（会長）、公益社団法人長崎県トラック協会（会長） 順不同

※要請時は所属長もしくは代理者が対応予定

3 要請先団体

長崎県商工会議所連合会、長崎県経営者協会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会 順不同

※要請時は各団体の長もしくは代理者が対応予定

4 報道機関関係者による取材について

報道機関関係者による要請当日の撮影・取材は可能です。撮影・取材を行う場合は、事前に下記担当者まで所属、連絡先、担当者氏名、人数を電話若しくはメールにてご連絡いただくようお願いいたします。

連絡期限：令和6年11月12日（火）17時まで

連絡先：長崎労働局労働基準部監督課 藤井、佐々木、竹永

E-Mail nagasaki-kyoku@mhlw.go.jp

Tel 095-801-0030